

放送コンテンツ（アニメ含む）の適正な製作取引の推進 に関する取組状況

令和 2 年 6 月 2 9 日
総 務 省
経 済 産 業 省

令和元年8月に改訂したガイドラインの遵守徹底による製作取引適正化を推進するため、同年11月から**ガイドラインの遵守状況調査を実施中**(本年4月以降中断中)。
調査の結果、**不適切な実態が確認された放送事業者に対して**は、下請中小企業振興法第4条に基づく**総務大臣名の文書による指導**及び**フォローアップ**(改善措置に関する報告徴収等)を本年1月から実施している。

ガイドライン遵守状況調査の概要

※調査は他の地域でも実施する予定。

調査に当たっては、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。)を所管する**公正取引委員会及び中小企業庁と連携**し、下請事業者である番組製作会社等のヒアリングをした上で、発注者である放送事業者のヒアリングを実施している。

札幌、名古屋：	番組製作会社(計10社)のヒアリング	(令和元年11月中旬に実施)
	放送事業者(計10社)のヒアリング	(同年11月下旬に実施)
広島、福岡：	番組製作会社(計8社)のヒアリング	(令和2年1月中旬に実施)
	放送事業者(計9社)のヒアリング	(同年1月末～2月上旬に実施)
岡山、香川：	番組製作会社(計6社)のヒアリング	(令和2年3月中旬に実施)
	放送事業者(計5社)のヒアリング	(同年3月下旬に実施)
東京：	番組製作会社(14社)のヒアリング、アニメ制作会社・クリエイター(計57者)のヒアリング	(令和元年11月中旬から実施中)

<放送コンテンツ>

- (1) 放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン・フォローアップ調査(令和元年度フォローアップ調査は令和2年2月～3月実施)の結果、**明らかとなった課題(製作会社間の取引適正化)について、ガイドライン改訂時に反映し、番組製作会社についてもガイドラインの対象とする。**
- (2) 今後、①書面の交付、②取引価格の決定に係る事前協議、③不適切な取引内容の変更及びやり直しが行われないこと、といった**重点課題の改善割合を指標化し、毎年度の業界全体の改善状況を定量的に把握するとともに、改善が見られない事項があれば、その原因を分析の上、業界団体に対して改善を要請。**

<放送コンテンツの製作取引適正化に関する重点課題と調査結果>

回答率48.5%
(令和元年度:対象1,667社、回答809社)

設 問 (重点課題に関するもの)	放送事業者／番組製作会社	令和元年度
①書面の交付 ※「常にまたは概ね行っている/受けている」と答えた事業者の割合	放送事業者	86.4%
	番組製作会社(放送事業者との取引)	75.9%
	番組製作会社(製作会社間の取引)	62.5%
②取引価格の決定(事前協議の有無) ※常にまたは概ね事前協議を行ったと答えた事業者の割合	放送事業者	90.5%
	番組製作会社(放送事業者との取引)	72.1%
	番組製作会社(製作会社間の取引)	62.5%
③取引内容の変更及びやり直し ※不適切な事例はなかったと答えた事業者の割合	放送事業者	89.3%
	番組製作会社(放送事業者との取引)	75.3%
	番組製作会社(製作会社間の取引)	51.8%

- (3) **著作権の帰属**については、フォローアップ調査(対象1,667社、回答809社(放送事業者510社、番組製作会社299社))において、**著作権の保有を希望したにもかかわらず、事前の協議なく著作権を譲渡したと回答した番組製作会社が13社と限定的であったため、今後は改善割合の指標化ではなく、個別のヒアリングの強化等で対応を進めることとする。**

<アニメ>

(4) アニメ制作会社、アニメーターに対してアンケート調査を実施。**今後、①書面の交付状況、②価格決定についての事前協議、③スケジュール遅延時の作業時間、といった重点課題の改善割合を指標化し、毎年度の業界全体の改善状況を定量的に把握するとともに、改善が見られない事項があれば、その原因を分析の上、業界団体に対して改善を要請していく。**

<アニメーション制作取引適正化に関する重点課題と調査結果>

回答数：制作会社20社、アニメーター62者

設 問（重点課題に関するもの）	アニメ制作会社／アニメーター	割合
①書面の交付状況 ※「全て交付している（されている）」、「ほとんど交付している（されている）」を合算した割合	アニメ制作会社（発注）	85.0%
	アニメーター（受注）	45.2%
②価格決定についての事前協議 ※「全て交渉している」、「ほとんど交渉している」を合算した割合	アニメ制作会社（発注）	90.0%
	アニメーター（受注）	29.0%
③スケジュール遅延時の作業時間 ※発注側：「全て改善している」、「ほとんど改善している」を合算した割合 ※受注側：「あまり短くなったことはない」、「当初の作業期間と同等だった」の合算	アニメ制作会社（発注）	80.0%
	アニメーター（受注）	35.6%

(5) **業界団体（一般社団法人日本アニメーター・演出協会）のHP上に意見箱を6/17に設置。**アニメーター等から取引等に関する意見や事例を広く収集しつつ、下請振興基準等に照らし、問題となりうる事例については、関係者にヒアリングを実施する等調査をし、**不適切な実態が確認されたアニメ制作会社等に対しては下請中小企業振興法第4条に基づく指導・助言を必要に応じて実施していく。**

- (1) **昨年（令和元年）12月から再開した「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」**において、これまで深掘りされていない**①著作権の帰属、②製作会社間の取引適正化**等の議論を継続中。

<放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン：主な改訂内容>

1. 著作権の帰属

放送事業者と番組製作会社との間で認識の差が見られることから、**発注段階で著作権の帰属を外形的に明確にすべく契約形態の類型化等を図る。**

2. 製作会社間の取引適正化

放送事業者と元請けとなる番組製作会社だけでなく、元請けと孫請けとなる番組製作会社との間の下請取引にも問題が生じていることから、番組製作会社間の下請取引の実態を把握するとともに、**ガイドラインの対象に番組製作会社を含める。**

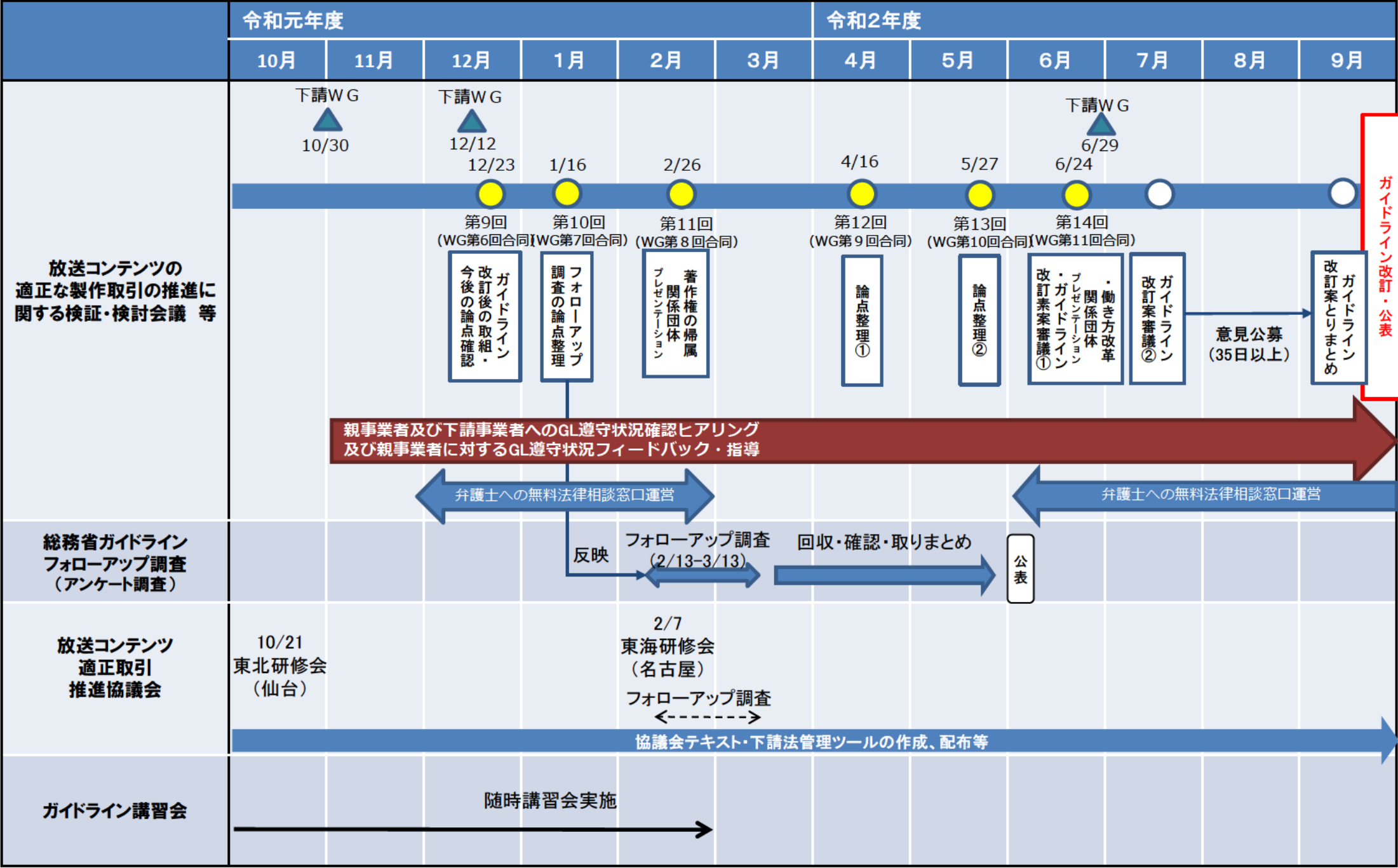
3. 下請法の解釈明確化

ガイドライン遵守状況調査により、放送事業者によって**下請法の対象となる取引（情報成果物作成委託）の範囲**に関する理解にばらつきがあることが明らかになったことから、その範囲や**3条書面への記載内容の明確化**を図る。

- (2) また、ガイドライン遵守状況調査において明らかとなった**問題となる事例**については、上記**検証・検討会議**において**議題とするとともに**、同じく明らかとなった望ましい事例と併せて、**ガイドラインへの追記**を行う。

- (3) **本年（令和2年）7月末までに「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」**の変更・追加内容を**確定**し、同ガイドライン等の改訂を通じて**更なる規範化**を図り、**放送コンテンツの製作取引の適正化を一層強力に推進**していく。

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する取組状況



ガイドライン改訂・公表

※ 令和2年6月以降については、現時点での予定を記載したものを。

參考資料

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和元年度フォローアップ調査結果のポイント（1）

調査方法 調査対象社に郵送等で通知し、インターネットにて回答（令和2年2月13日発出～同年3月13日締切）。
【参考】前回（平成30年度）調査は、書面調査であり、平成31年1月11日発出～同年2月28日締切。

回答状況 **回答数の合計：809社（対象社数1,667社 回答率48.5%、有効回答数：560社※1）**
【参考】前回（平成30年度）調査は1,727社を対象、回答数：785社、回答率：45.5%
※1 有効回答数：回答数の合計から「今回は放送コンテンツの製作取引の実績なし」との回答249社を除いた回答数

（内訳）

放送事業者からの回答状況

回答数：510社※2
（対象社数555社 回答率91.9%、有効回答数：346社）
【参考】前回（平成30年度）調査は578社を対象、回答数：485社、回答率：83.9%

メディア別	対象社数	回答数
地上基幹放送事業者※3、4	128社（NHK含む）	128社 (100%)
衛星系放送事業者※3、4、5	82社	72社 (87.8%)
ケーブルテレビ事業者※6	345社	294社 (85.2%)

- ※2 無記名16社を含む
 ※3 地上基幹放送事業者及び衛星系放送事業者は、テレビジョン放送を行う社を対象
 ※4 NHKは地上基幹放送事業者、放送大学学園は衛星系放送事業者として集計
 ※5 衛星系放送事業者は、民放連加盟及び衛放協加盟社（番組供給事業者を含む）を対象
 ※6 ケーブルテレビ連盟加盟社を対象

番組製作会社からの回答状況

回答数：299社※7
（対象社数1,112社 回答率26.9%、有効回答数：214社）
【参考】前回（平成30年度）調査は1,149社を対象、回答数：300社、回答率：26.1%

団体名等	対象社数	回答数
全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）	131社※8	58社※8 (44.3%)
全国地域映像団体協議会（NRA）	120社※8	84社※8 (70.0%)
日本映像事業協会（JVIG）	120社※8	37社※8 (30.8%)
日本動画協会（AJA）	52社※8	23社※8 (44.2%)
その他団体未加盟等 <small>（民間放送年鑑2013に掲載されている番組製作会社等）</small>	726社	100社 (13.8%)

- ※7 無記名回答12社を含む。
 ※8 複数の団体に加盟している番組製作会社：対象社数37社、回答数15社

「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和元年度フォローアップ調査結果のポイント（2）

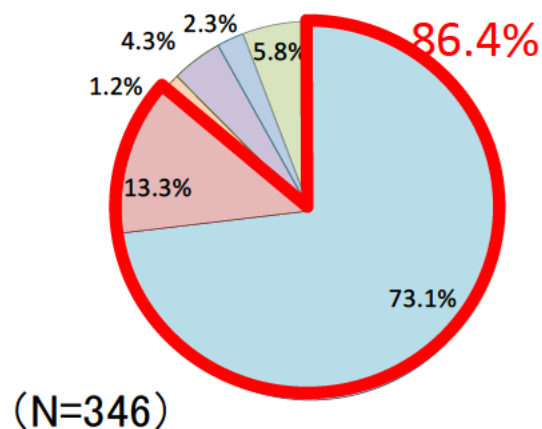
書面の交付

放送事業者からの回答

【書面の交付】

番組製作会社等に放送コンテンツの製作を委託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付をしていましたか。

1. 常に発注書を交付していた(契約書を発注書面とする場合を含む。以下同じ。)	253
2. おおむね発注書面を交付していた。	46
3. 発注書面の交付をした場合と、していなかった場合がそれぞれ半分程度あった。	4
4. あまり発注書面の交付をしていなかった。	15
5. 発注書面の交付を全くしていなかった。	8
無回答	20
合計	346

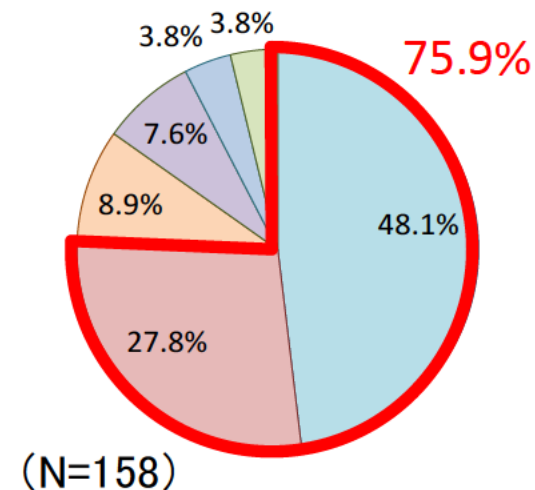


番組製作会社からの回答

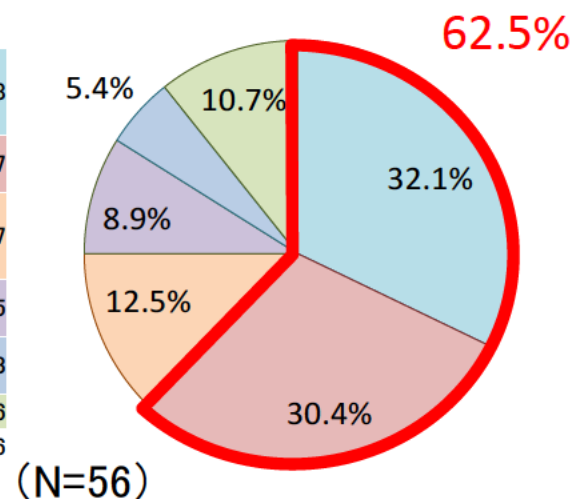
【書面の交付】

上段:放送事業者、下段:番組製作会社から放送コンテンツの製作を受託する際、下請法の対象となる取引において、発注書面等の交付を受けていましたか。

1. 常に発注書面の交付を受けていた。(契約書を発注書面とする場合を含む。以下同じ。)	76
2. おおむね発注書面の交付を受けていた。	44
3. 発注書面の交付を受けた場合と、受けなかった場合がそれぞれ半分程度あった。	14
4. あまり発注書面の交付を受けなかった。	12
5. 発注書面の交付を全く受けなかった。	6
無回答	6
合計	158



1. 常に発注書面の交付を受けていた。(契約書を発注書面とする場合を含む。以下同じ。)	18
2. おおむね発注書面の交付を受けていた。	17
3. 発注書面の交付を受けた場合と、受けなかった場合がそれぞれ半分程度あった。	7
4. あまり発注書面の交付を受けなかった。	5
5. 発注書面の交付を全く受けなかった。	3
無回答	6
合計	56



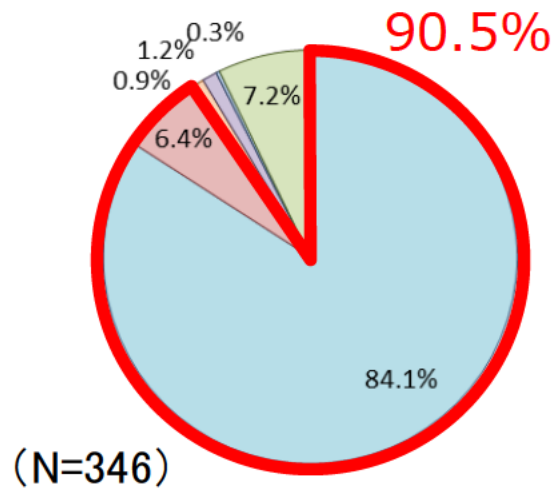
取引価格等の決定（事前協議の有無）

放送事業者からの回答

【製作費の事前協議】

調査対象期間中に放送番組を製作委託する際に、製作費について、番組製作会社と事前に協議をしましたか。

1. 全ての番組について事前に十分な協議をした。（事前に出した条件に番組製作会社が納得したため、協議の必要がなかった場合を含む。）	291
2. おおむね事前に十分な協議をした	22
3. 協議を行っている場合と、行っていない場合がそれぞれ半分程度あった。	3
4. あまり協議をしなかった。	4
5. 協議を全くしなかった。	1
無回答	25
合計	346

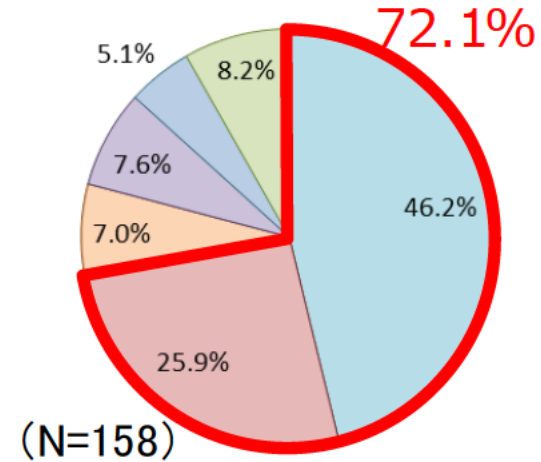


番組製作会社からの回答

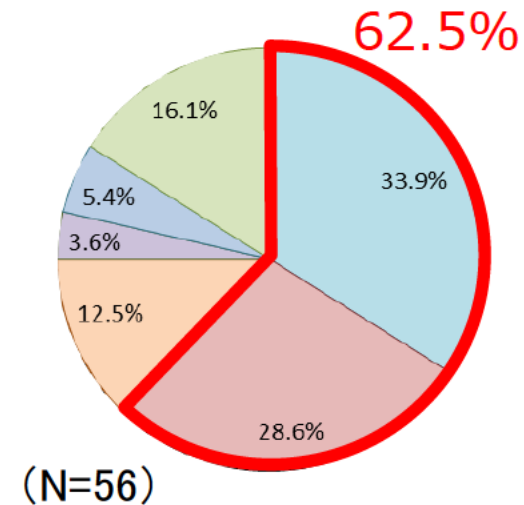
【製作費の事前協議】

調査対象期間中に放送番組の製作委託を受ける際に、製作費について、**上段：放送事業者、下段：番組製作会社**と事前に協議しましたか。

1. 全ての番組について、事前に十分な（両者が納得するまでの）協議をした。（事前に出された条件に納得したため、協議の必要がなかった場合を含む。）	73
2. おおむね事前に十分な協議をした。	41
3. 協議を行っている場合と、行っていない場合がそれぞれ半分程度あった。	11
4. あまり協議をしなかった。	12
5. 協議を全くしなかった。	8
無回答	13
合計	158



1. 全ての番組について、事前に十分な（両者が納得するまでの）協議をした（事前に出された条件に納得したため、協議の必要がなかった場合を含む。）	19
2. おおむね事前に十分な協議をした。	16
3. 協議を行っている場合と、行っていない場合がそれぞれ半分程度あった。	7
4. あまり協議をしなかった。	2
5. 協議を全くしなかった。	3
無回答	9
合計	56



「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」 令和元年度フォローアップ調査結果のポイント（４）

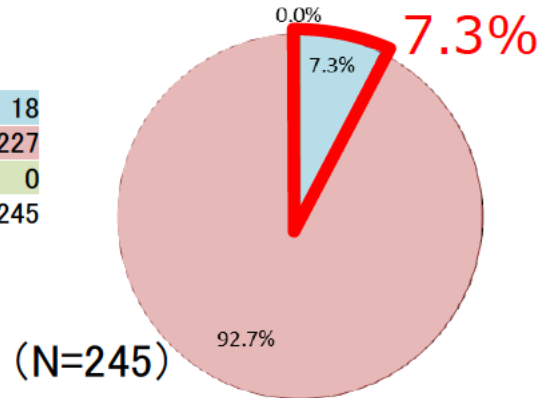
著作権の帰属（著作権の譲渡等の有無）

放送事業者からの回答

【「完全製作委託型番組の製作委託をした」と回答した放送事業者における著作権の譲渡等の有無】

「完全製作委託型番組」の製作委託をした際、**番組製作会社が著作権の保有を希望したにも関わらず**、番組製作会社から著作権の譲渡等を受けたことがありましたか。なお、著作権の譲渡等には貴社との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。

1. あった	18
2. なかった	227
無回答	0
合計	245



（「あった」と回答した18社における著作権の譲渡に関する事前協議の有無）

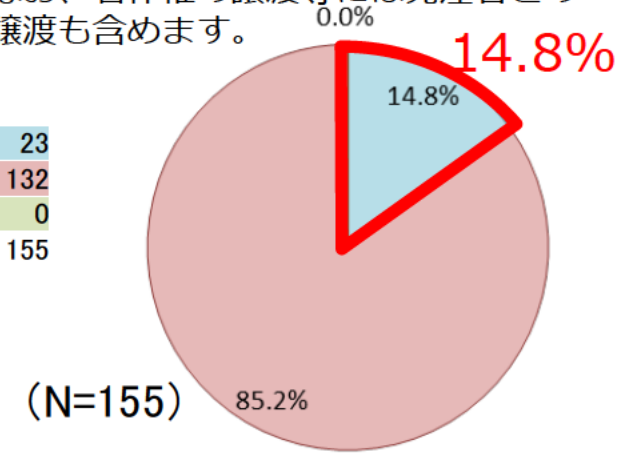
1. 著作権の譲渡等を受けた全ての番組について、事前に十分な協議をした。	15
2. 番組製作会社と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡等を決定していた。	2
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	1
4. 自らが提示する条件に従わせており、協議はしなかった。	0
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	0
無回答	0
合計	18

番組製作会社からの回答

【「完全製作委託型番組の製作委託を受けた」と回答した番組製作会社における著作権の譲渡等の有無】

放送事業者から完全製作委託型番組の製作委託を受けた際、**貴社が著作権の保有を希望したにも関わらず**、著作権を放送事業者に譲渡等したことがありましたか。なお、著作権の譲渡等には発注者との共同の保有や一部の支分権の譲渡も含めます。

1. あった	23
2. なかった	132
無回答	0
合計	155



（「あった」と回答した23社における著作権の譲渡に関する事前協議の有無）

1. 著作権を譲渡等した全ての番組について、事前に十分な協議をした。	3
2. 放送事業者と事前の協議により定めたルール・契約ひな形に基づき著作権の譲渡等を決定していた。	7
3. 協議をしている場合と、していない場合がそれぞれ半分程度あった。	4
4. 放送事業者が提示する条件に従っており、協議はしなかった。	8
5. 協議をしなかった（4. 以外）。	1
無回答	0
合計	23

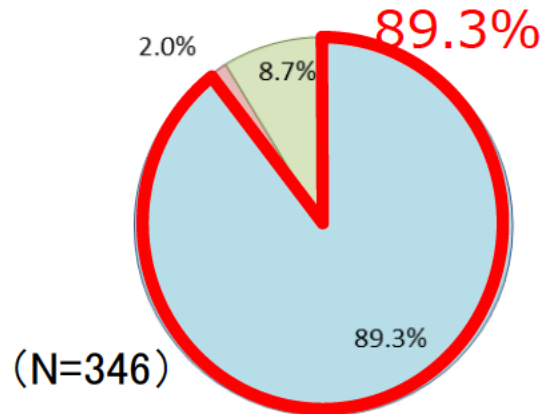
取引内容の変更及びやり直し

放送事業者からの回答

【事例の有無】

番組制作会社に制作委託をした番組の制作中、又は番組が納入された後に、放送事業者から、番組制作会社に対し、次のような要請をしたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	309
2. 次のような事例があった	7
無回答	30
合計	346



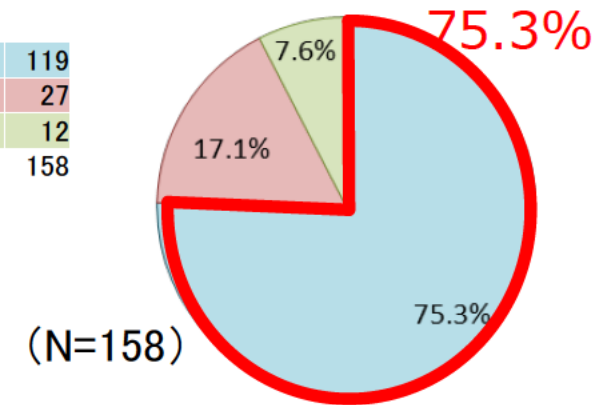
1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。
2. 発注者（注：放送事業者又は発注者である番組制作会社を指す。以下同じ。）から制作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は発注者の了解を得て納入した後に、番組制作会社に瑕疵は無いに関わらず、発注者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。
3. 制作委託を受けた番組の制作中に、発注者に対し、委託内容について確認を行ったにも関わらず、発注者は、正当な理由なく回答せず、継続して作業を行わせ、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
4. 制作委託を受けた番組の制作中に、発注者に対し、委託内容について確認を行い、発注者が了承したにもかかわらず、その後、当該番組が委託内容とは異なるとしてやり直しを要請された。
5. 制作委託を受けた番組の納入後、発注者が検査基準を厳しくして検査をし、その結果、委託内容とは異なる等としてやり直しを要請された。
6. 制作委託を受けた番組の納入後、委託内容と異なることや瑕疵があることを直ちに発見出来ないようなものであったにも関わらず、受領された後、一年以上を経過して、やり直しを要請された。
7. レギュラー契約で年間放送をしていた番組について、特段の協議なく、既に制作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にすると要請があった。

番組制作会社からの回答

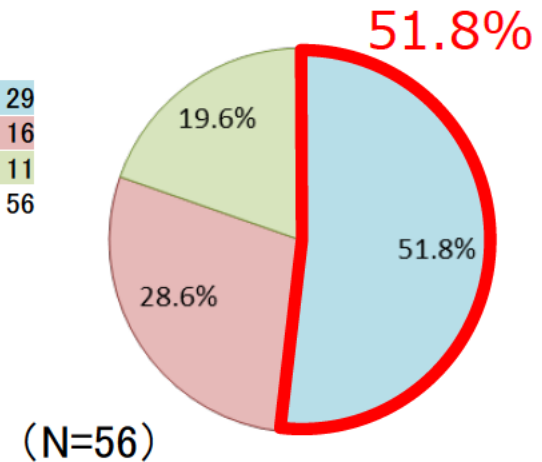
【事例の有無】

上段：放送事業者、下段：番組制作会社から制作委託を受けた番組を制作中、又は納入した後に、上段：放送事業者、下段：番組制作会社から、次のような要請を受けたことはありましたか。

1. 次のような事例はなかった	119
2. 次のような事例があった	27
無回答	12
合計	158



1. 次のような事例はなかった	29
2. 次のような事例があった	16
無回答	11
合計	56



- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・改訂（令和元年8月9日公表）、放送事業者等にガイドライン遵守徹底の働きかけを実施する等の取組を推進中。
- 本取組の一環として、放送事業者と番組製作会社の間など※1における放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題や下請法※2などガイドラインの対象とする法令に関する疑問等について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」の専用サイトを開設・運営。

※1 放送事業者と番組製作会社の間のみならず、番組製作会社間や番組製作会社とフリーランスの方との間などを含む。

※2 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

■ 名称：放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン

（令和2年度総務省予算事業）

<https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

■ 開設期間：令和2年6月3日（水）～令和3年2月26日（金）（9か月間）

（令和元年度予算事業（令和元年11月28日～令和2年2月28日）に引き続き実施）

■ 相談対象：下請法などガイドラインの対象とする法令に関する疑問からテレビジョン放送（地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビ）の「放送コンテンツ」に係る製作取引に関する個別具体的な問題まで幅広く相談可能

（参考：問題となり得る取引事例）

- ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
- ・取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・当初の発注書面がない業務が追加され、追加費用の支払いがなかった。



■ 相談方法：

- 1) 上記専用サイトにある相談登録フォームに必要事項（相談内容、ご希望時間帯等）を入力・選択の上送信。
- 2) 相談者の希望の時間帯に総務省から委託を受けた相談担当弁護士から相談者に電話で連絡し、30分間の無料法律相談を実施。

1. アンケートの調査方法

【制作会社】

日本動画協会を通じて、会員社のうちアニメ制作に携わる制作会社を対象にアンケート票を送付し、回答を集計。

調査期間：2020年2月21日～ 2020年3月13日

【アニメーター】

日本アニメーター・演出協会（JAniCA）を通じて、JAniCAのメルマガ会員やヒアリングに対応いただいた方を対象に、アンケート票を送付し、回答を集計。

調査期間：2020年2月20日～ 2020年3月31日

2. アンケートの回答数

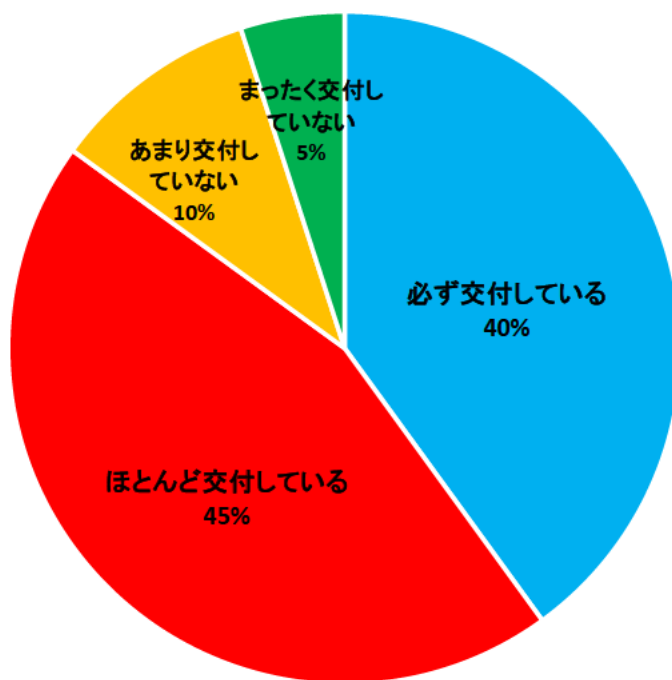
- ・制作会社：20社
- ・アニメーター：62者

アニメ制作会社、アニメーターへのアンケート結果(2)

書面交付の状況

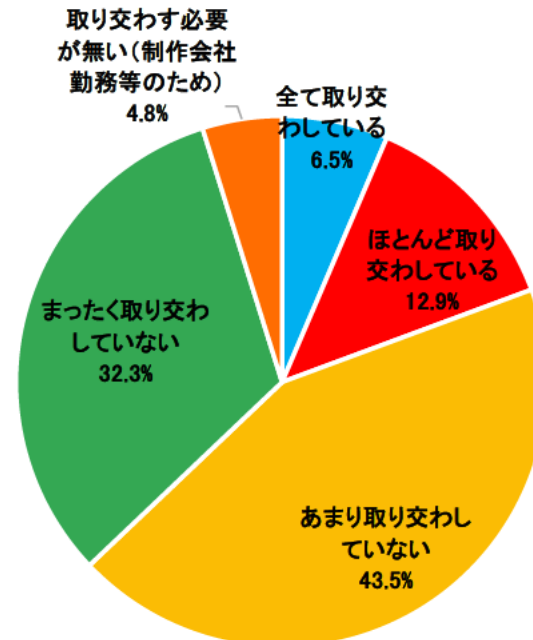
- 制作会社では「必ず交付している」、「ほとんど交付している」を合わせて85%となった。
- 一方、アニメーターでは、契約書の締結が「全て取り交わしている」、「ほとんど取り交わしている」を含め19.4%、発注書については「全て交付されている」、「ほとんど交付されている」を合わせて45.2%となった。

制作会社

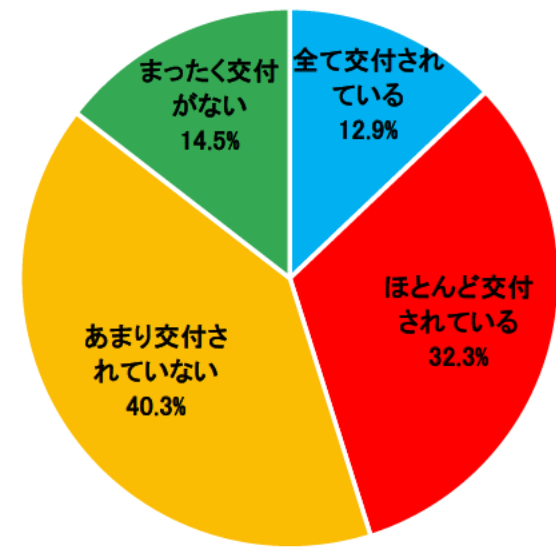


制作会社の契約書（発注書、業務委託契約書含む）の交付状況

アニメーター



アニメーターの契約書の締結状況

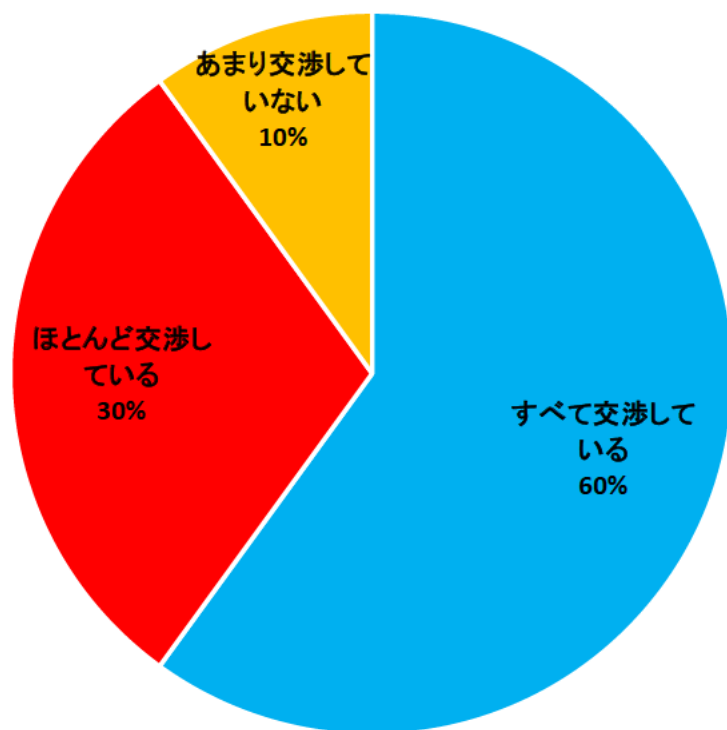


アニメーターの発注書の受領状況

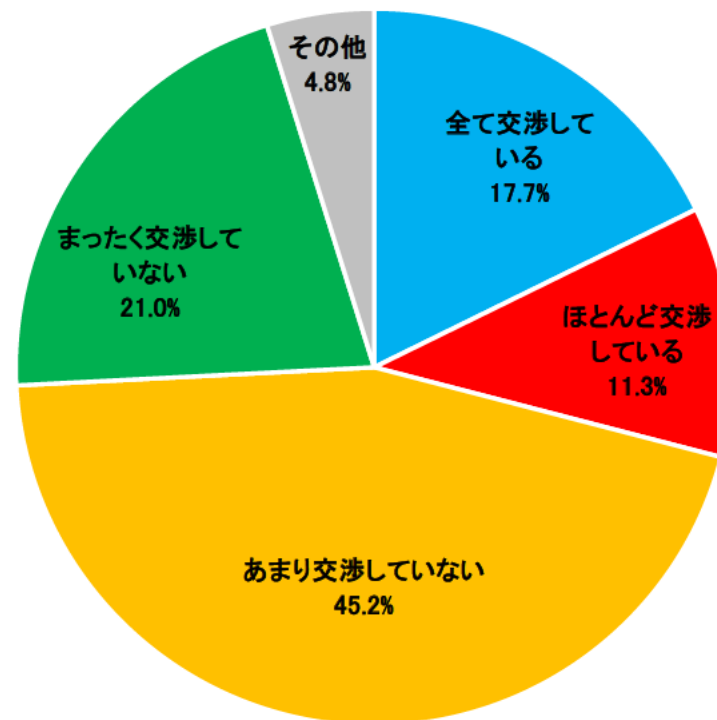
価格決定の事前交渉

- 制作会社は「すべて交渉している」、「ほとんど交渉している」を含め事前に交渉している割合は90%となった。
- 一方、アニメーターは「すべて交渉している」、「ほとんど交渉している」を含め事前に交渉している割合は29%となった。

制作会社



アニメーター

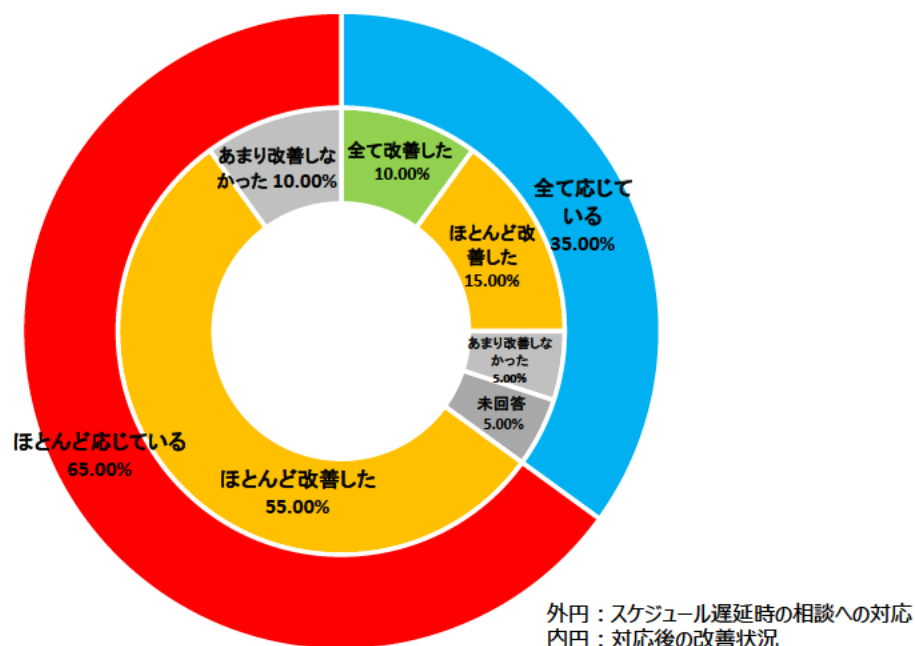


アニメ制作会社、アニメーターへのアンケート結果(4)

スケジュール遅延と作業期間

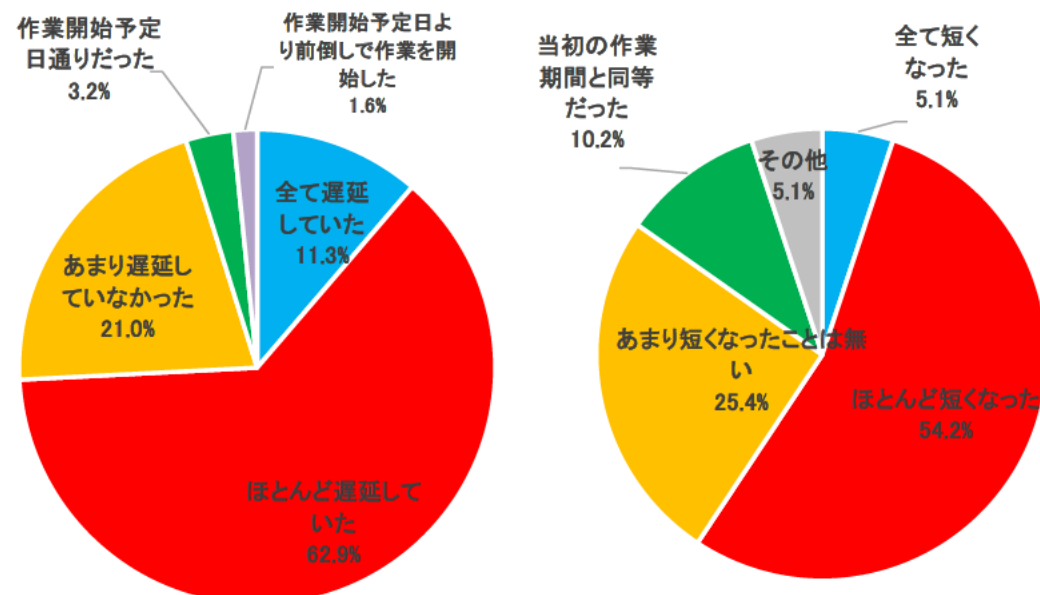
- 制作会社はスケジュール遅延時はほぼすべて調整に応じており、改善した割合も「すべて改善した」、「ほとんど改善した」を含め80%となった。
- アニメーターはスケジュールが遅延していた割合は「すべて遅延していた」、「ほとんど遅延していた」を含め74.2%となり、そのうち作業期間が短くなった割合は「すべて短くなった」、「ほとんど短くなった」を含め59.3%となった。

制作会社



スケジュール遅延時の調整とその結果

アニメーター



スケジュールの遅延

作業期間の短縮具合